

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B1)

(11)特許番号  
特許第7219359号  
(P7219359)

(45)発行日 令和5年2月7日(2023.2.7)

(24)登録日 令和5年1月30日(2023.1.30)

(51)国際特許分類 F I  
G 0 6 Q 40/02 (2023.01) G 0 6 Q 40/02  
G 0 6 Q 20/10 (2012.01) G 0 6 Q 20/10

請求項の数 4 (全25頁)

(21)出願番号	特願2022-23210(P2022-23210)	(73)特許権者	519110124 P a y P a y 株式会社 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
(22)出願日	令和4年2月17日(2022.2.17)	(74)代理人	110002147 弁理士法人酒井国際特許事務所
審査請求日	令和4年2月17日(2022.2.17)	(72)発明者	高 原 啓太 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 P a y P a y 株式会社内
早期審査対象出願 前置審査		(72)発明者	木村 健太郎 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 P a y P a y 株式会社内
		(72)発明者	土門 弘典 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 P a y P a y 株式会社内
		(72)発明者	泉山 真輝

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 情報処理装置

(57)【特許請求の範囲】

【請求項 1】

提携先の金融機関において事業者が所有する同一の口座に紐付けられた複数の仮想口座の中から利用者ごとに個別に割り当てられた仮想口座に対する振込入金を検知する検知部と、

前記振込入金を検知された場合、前記仮想口座に予め関連付けられている前記利用者が所有する電子マネーの残高を示すマネー残高に対して、前記振込入金の入金額を反映させる反映部と、

前記利用者から前記仮想口座の作成依頼を受け付けた場合、前記金融機関から予め貸し出された複数の前記仮想口座のうち未使用である複数の前記仮想口座の中から任意に選択した前記仮想口座を、作成依頼元の前記利用者に対応する前記仮想口座として任意に割り当てて、割り当てた前記仮想口座を特定するための口座情報と、前記利用者に固有の識別情報とを関連付けて管理する管理部と

を有し、

前記管理部は、

前記仮想口座の利用目的ごとに、前記仮想口座を割り当て、

前記利用目的が給与受取ではない場合、利用可能な期限が予め設定されている前記仮想口座を割り当てる

ことを特徴とする情報処理装置。

【請求項 2】

提携先の金融機関において事業者が所有する同一の口座に紐付けられた複数の仮想口座の中から利用者ごとに個別に割り当てられた仮想口座に対する振込入金を検知する検知部と、

前記振込入金を検知された場合、前記仮想口座に予め関連付けられている前記利用者が所有する電子マネーの残高を示すマネー残高に対して、前記振込入金の入金額を反映させる反映部と、

前記利用者から前記仮想口座の作成依頼を受け付けた場合、前記金融機関から予め貸し出された複数の前記仮想口座のうち未使用である複数の前記仮想口座の中から任意に選択した前記仮想口座を、作成依頼元の前記利用者に対応する前記仮想口座として任意に割り当てて、割り当てた前記仮想口座を特定するための口座情報と、前記利用者に固有の識別情報とを関連付けて管理する管理部と

10

を有し、

前記検知部は、

1回の前記入金額が所定の金額を超える場合、振込入金の受付を拒否するように前記金融機関に依頼し、

前記管理部は、

前記仮想口座の利用目的ごとに、前記仮想口座を割り当て、

前記利用目的が給与受取ではない場合、利用可能な期限が予め設定されている前記仮想口座を割り当てる

ことを特徴とする情報処理装置。

20

#### 【請求項3】

提携先の金融機関において事業者が所有する同一の口座に紐付けられた複数の仮想口座の中から利用者ごとに個別に割り当てられた仮想口座に対する振込入金を検知する検知部と、

前記振込入金を検知された場合、前記仮想口座に予め関連付けられている前記利用者が所有する電子マネーの残高を示すマネー残高に対して、前記振込入金の入金額を反映させる反映部と、

前記利用者から前記仮想口座の作成依頼を受け付けた場合、前記金融機関から予め貸し出された複数の前記仮想口座のうち未使用である複数の前記仮想口座の中から任意に選択した前記仮想口座を、作成依頼元の前記利用者に対応する前記仮想口座として任意に割り当てて、割り当てた前記仮想口座を特定するための口座情報と、前記利用者に固有の識別情報とを関連付けて管理する管理部と

30

を有し、

前記検知部は、

前記入金額を反映した後の前記マネー残高が所定の金額を超える場合、前記利用者に予め紐付けられている銀行口座を送金先として、前記残高が所定の金額を超える分に相当する額の現金を送金し、

前記管理部は、

前記仮想口座の利用目的ごとに、前記仮想口座を割り当て、

前記利用目的が給与受取ではない場合、利用可能な期限が予め設定されている前記仮想口座を割り当てる

40

ことを特徴とする情報処理装置。

#### 【請求項4】

提携先の金融機関において事業者が所有する同一の口座に紐付けられた複数の仮想口座の中から利用者ごとに個別に割り当てられた仮想口座に対する振込入金を検知する検知部と、

前記振込入金を検知された場合、前記仮想口座に予め関連付けられている前記利用者が所有する電子マネーの残高を示すマネー残高に対して、前記振込入金の入金額を反映させる反映部と、

前記利用者から前記仮想口座の作成依頼を受け付けた場合、前記金融機関から予め貸し

50

出された複数の前記仮想口座のうち未使用である複数の前記仮想口座の中から任意に選択した前記仮想口座を、作成依頼元の前記利用者に対応する前記仮想口座として任意に割り当て、割り当てた前記仮想口座を特定するための口座情報と、前記利用者固有の識別情報とを関連付けて管理する管理部と

を有し、

前記検知部は、

1回の前記入金額が所定の金額を超える場合、振込入金の受付を拒否するように前記金融機関に依頼し、

前記入金額を反映した後の前記マネー残高が所定の金額を超える場合、前記利用者に予め紐付けられている銀行口座を送金先として、前記残高が所定の金額を超える分に相当する額の現金を送金し、

10

前記管理部は、

前記仮想口座の利用目的ごとに、前記仮想口座を割り当て、

前記利用目的が給与受取ではない場合、利用可能な期限が予め設定されている前記仮想口座を割り当てる

ことを特徴とする情報処理装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラムに関する。

20

【背景技術】

【0002】

従来、主に企業と個人との間の商取引におけるキャッシュレス決済手段が広く消費者に認知されているが、特に、その利便性から、ユーザ個人が所有するスマートフォンなどのユーザ端末を用いてオンラインで行われる電子決済サービスが広く消費者の間に浸透しつつある。たとえば、電子決済サービスを提供するサービス事業者は、サービス利用者に個別に割り当てられるアカウントに対して、サービス利用者が利用可能な電子マネーの残高を関連付けて管理する。そして、サービス事業者は、サービス利用者からの取引要求に応じて、電子マネーを用いた決済を行うための取引手段をサービス利用者に提供する。

【0003】

30

また、昨今、政府では、資金移動業を営む資金移動業者に対し、上述の電子マネーや仮想通貨といったデジタルマネーにより給与の支払いを認める、所謂「給与のデジタル払い」の導入が検討され始めている。なお、上述のサービス事業者が資金移動業者を兼ねる場合もある。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【文献】特開2020-4122号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

40

【0005】

しかしながら、上記の従来技術では、給与のデジタル払いが解禁された場合、給与のデジタル払いの利用を促進する上で少なからず課題が残されている。たとえば、資金移動業者が、給与のデジタル払いに対応する場合、給与の支払い元の企業に対して法人用のアカウントを提供する必要があるが、法人用のアカウントの整備は工数を要するので、迅速なサービス提供が難しい。

【0006】

また、給与の支払い元の企業が資金移動業者として対応することも考えられる。しかしながら、資金移動業を営むためには、事前に内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、給与の支払い元の企業の負担が大きい。

50

## 【 0 0 0 7 】

また、上述の電子決済サービスにおいて、サービス利用者の銀行口座を資金移動業者が把握し、一定額の自動的なチャージを可能とするための了承を利用者から受けておくことにより、給与などの現金が利用者の所有する銀行口座に振り込まれた際、自動的にチャージすることは可能である。しかしながら、サービス利用者の中には、個人情報流出する懸念から、自らが所有する銀行口座の情報を資金移動業者に提供することに抵抗がある者も少なくない。

## 【 0 0 0 8 】

このように、仮に、給与のデジタル払いが解禁されたとしても、現状では、銀行口座に対して給与の振込を行う既存のスキームから給与のデジタル払いへの乗り換えがあまり進まない可能性がある。

10

## 【 0 0 0 9 】

本願は、上記に鑑みてなされたものであって、給与のデジタル払いの利用を促進できる情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラムを提供することを目的とする。

## 【課題を解決するための手段】

## 【 0 0 1 0 】

本願に係る情報処理装置は、検知部と、反映部とを有する。検知部は、提携先の金融機関において事業者が所有する同一の口座に紐付けられた複数の仮想口座の中から利用者ごとに個別に割り当てられた仮想口座に対する振込入金を検知する。反映部は、振込入金が検知された場合、仮想口座に予め関連付けられている利用者が所有する電子マネーの残高を示すマネー残高に対して、振込入金の入金額を反映させる。

20

## 【発明の効果】

## 【 0 0 1 1 】

実施形態の一態様によれば、給与のデジタル払いの利用を促進できるという効果を奏する。

## 【図面の簡単な説明】

## 【 0 0 1 2 】

【図 1】図 1 は、実施形態に係る情報処理の概要（その 1）の一例を示す図である。

【図 2】図 2 は、実施形態に係る情報処理の概要（その 2）の一例を示す図である。

【図 3】図 3 は、実施形態に係る情報処理の概要（その 3）の一例を示す図である。

30

【図 4】図 4 は、実施形態に係る振込入金サービスによる振込入金の通知例を示す図である。

【図 5】図 5 は、実施形態に係る決済サーバの構成例を示す図である。

【図 6】図 6 は、実施形態に係る仮想口座情報記憶部に記憶される情報の一例を示す図である。

【図 7】図 7 は、実施形態に係る利用者情報記憶部に記憶される情報の一例を示す図である。

【図 8】図 8 は、実施形態に係る口座情報記憶部に記憶される情報の一例を示す図である。

【図 9】図 9 は、実施形態に係る決済サーバにより実行される口座割当処理の処理手順例を示すフローチャートである。

40

【図 10】図 10 は、実施形態に係る決済サーバにより実行される振込入金の反映処理の処理手順例を示すフローチャートである。

【図 11】図 11 は、実施形態に係る決済サーバの機能を実現するコンピュータの一例を示すハードウェア構成図である。

## 【発明を実施するための形態】

## 【 0 0 1 3 】

以下に本願に係る情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラムを実施するための形態（以下、「実施形態」と呼ぶ）について図面を参照しつつ詳細に説明する。なお、この実施形態により本願に係る情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラムが限定されるものではない。また、以下の各実施形態において同一の部位には同一の符号を付

50

し、重複する説明は省略される。

【0014】

〔1.実施形態〕

図1を用いて、実施形態に係る情報処理装置などにより実現される情報処理について説明する。図1は、実施形態に係る情報処理の概要(その1)の一例を示す図である。なお、図1では、実施形態に係る情報処理装置の一例である決済サーバ100によって、実施形態に係る情報処理などが実現されるものとする。

【0015】

(1-1.システム構成)

図1に示すように、実施形態に係る情報処理システム1は、利用者端末10と、銀行サーバ20と、決済サーバ100とを含む。利用者端末10、銀行サーバ20、及び決済サーバ100は、ネットワークN(例えば、図5参照)を介して有線または無線により相互に通信可能に接続される。ネットワークNは、例えば、インターネットなどのWAN(Wide Area Network)である。なお、図1に示した情報処理システム1には、複数の利用者端末10や、複数の銀行サーバ20や、複数の決済サーバ100が含まれていてもよい。

10

【0016】

図1に示す決済サーバ100は、実施形態に係る情報処理を実行する情報処理装置であり、サーバ装置やクラウドシステムなどにより実現される。たとえば、決済サーバ100は、利用者端末10を用いた電子決済に関する電子決済サービス(コード決済による電子マネーのやり取りを制御する所定の取引手段を提供するサービス)をサービス利用者に提供する。決済サーバ100は、電子決済サービスに関する情報処理を実行する。具体的には、決済サーバ100は、コード決済を実現するための利用者端末用のアプリケーションプログラム(以下、適宜「ユーザアプリ」と称する。)を、サービス利用者である一般消費者に配布する。決済サーバ100は、ユーザアプリ専用のインターフェイスを介して、ユーザアプリからの取引要求を受け付けた場合は、その取引要求に従って、口座間における電子マネーの送金処理などを含む情報処理を実行する。ユーザアプリは、決済先、決済元、及び決済額などの情報を含む取引情報を決済サーバ100に送信する。なお、取引情報には、上述の各情報の他、取引を個別に特定するための取引コードや、取引が行われた日時を特定するための日時情報(タイムスタンプ)などの情報が含まれていてもよい。

20

【0017】

また、決済サーバ100は、上述のサービスの1つとして、電子マネーによる振込入金サービスを提供する。たとえば、決済サーバ100は、電子マネーによる給与の振込入金や、給与以外の各種振込入金を受け付けるサービスを提供する。具体的な情報処理の内容については後に詳述する。なお、給与の振込入金や、各種振込入金を受け付けるサービスは、コード決済を実現するためのユーザアプリ内で起動するミニアプリとして構成されてもよいし、このユーザアプリとは独立して用意された固有のアプリケーションプログラムであってもよい。

30

【0018】

図1に示す利用者端末10は、店舗から取引対象の提供を受ける一般消費者であり、決済サーバ100により提供されるサービスを利用する利用者UXによって利用される情報処理装置である。利用者端末10は、たとえば、スマートフォンや、タブレット型端末、ノート型PC(Personal Computer)、デスクトップPC、携帯電話機、PDA(Personal Digital Assistant)などにより実現される。また、利用者端末10は、決済サーバ100によって配信される情報を、ウェブブラウザやアプリケーションにより表示する。なお、図1では、利用者端末10としてスマートフォンを例示している。

40

【0019】

なお、利用者端末10は、所定の情報処理を実現する制御情報を決済サーバ100から受け取った場合には、制御情報に従って情報処理を実現する。ここで、制御情報は、たとえばJavaScript(登録商標)などのスクリプト言語やCSS(Cascading Style Sheets)などのスタイルシート言語、Java(登録商標)などのプログラミング言

50

語、HTML (HyperText Markup Language) などのマークアップ言語などにより記述される。なお、決済サーバ100から配信される所定のアプリケーションそのものを制御情報とみなしてもよい。

#### 【0020】

図1に示す銀行サーバ20は、希望者により開設された銀行口座を管理する銀行(「金融機関」の一例)に属する情報処理装置であり、サーバ装置やクラウドシステムなどにより実現される。たとえば、銀行サーバ20は、銀行口座の利用履歴として、各カード会社や、各種サービスの提供者による銀行口座からの引き落としに関する情報(引き落としした金額や、引き落としした日時等)や、現在の口座情報(口座残高等)などを、口座名義人に対応付けて管理する。

10

#### 【0021】

(1-2.利用者端末10を用いた決済について)

ここで、利用者端末10を用いたコード決済(電子決済)の一例について説明する。以下の説明では、店舗Xに配置された2次元コード(QRコード(登録商標))であって、店舗Xを識別する店舗識別情報を示す2次元コードを用いて、店舗Xから取引対象の提供を受ける利用者UXが利用者端末10を用いた決済を行う例について説明する。なお、以下に説明するコード決済の一例は、任意の利用者が任意の利用者端末10を用いて、任意の店舗にて決済を行う場合においても適用可能である。また、店舗識別情報を示す2次元コードは、QRコードのみならず、バーコードや所定のマーク、番号などであってもよい。また、2次元コードは、紙などの媒体に印字された印刷物により物理的に構成される例に限られず、任意の端末に表示される画像情報により構成されていてもよい。

20

#### 【0022】

例えば、利用者UXが店舗Xにて各種の商品やサービスといった取引対象の購入や利用に伴う決済を行う場合、利用者UXは、利用者端末10に予めインストールされたユーザアプリを起動する。そして、利用者UXは、ユーザアプリを介して、店舗Xに設置された2次元コードを撮影する。このような場合、利用者端末10は、取引対象の価格を入力するための画面を表示し、利用者UXあるいは店舗Xの店員から決済金額の入力を受け付ける。そして、利用者端末10は、利用者UXを識別する利用者識別情報と、店舗識別情報(もしくは、店舗識別情報が示す情報、すなわち、店舗Xを示す情報(たとえば、店舗ID))と、決済額とを含む取引情報を決済サーバ100へと送信する。

30

#### 【0023】

決済サーバ100は、利用者端末10から取引情報を受け付けると、利用者識別情報が示す利用者UXの口座から、店舗識別情報が示す店舗Xの口座へと、決済額に相当する分の電子マネーを移行させる。このとき、決済サーバ100は、決済額に相当する分の電子マネーから店舗Xに課金する所定の手数料を差し引いてから、店舗Xの口座へ移行させてもよい。そして、決済サーバ100は、取引が完了した旨の通知を利用者端末10へと送信する。このような場合、利用者端末10は、取引が完了した旨の画面や所定の音声を出力することで、電子マネーによる取引が完了した旨を利用者UXに通知する。あるいは、決済サーバ100は、利用者識別情報が示す利用者UXの口座から決済額に相当する分の電子マネーを引き出して店舗Xの売り上げ情報として管理し、所定のタイミングで売上に相当する額の現金を店舗Xが保有する銀行口座に振り込んでもよい。この場合、決済サーバ100は、利用者UXの口座から決済額に相当する分の電子マネーを引き出したタイミングで、電子マネーによる取引が完了した旨を利用者UXに通知してもよい。

40

#### 【0024】

なお、利用者端末10を用いた決済は、上述した処理に限定されるものではない。たとえば、利用者端末10を用いた決済は、店舗Xに設置された端末装置(以下、「店舗端末」と称する。)を用いたものであってもよい。具体的には、まず、利用者端末10は、利用者UXを識別するための利用者識別情報を示すコード情報を画面上に表示させる。このような場合、店舗端末は、利用者端末10に表示されたコード情報から利用者識別情報を読み取り、読み取った利用者識別情報(もしくは、利用者識別情報が示す情報、すなわち

50

、利用者U Xを示す情報（たとえば、利用者ID）と、決済額と、店舗Xを識別する情報とを含む取引情報を決済サーバ100へと送信する。

【0025】

決済サーバ100は、店舗端末から取引情報を受け付けると、利用者識別情報が示す利用者U Xの口座から、店舗Xの口座へと、決済額に相当する分の電子マネーを移行させる。そして、決済サーバ100は、店舗端末あるいは利用者端末10に対し、取引が完了した旨の通知を送信する。店舗端末あるいは利用者端末10は、取引が完了した旨の画面や所定の音声を出力することで、電子マネーによる取引が完了した旨を利用者U Xに通知する。また、決済サーバ100は、利用者識別情報が示す利用者U Xの口座から決済額に相当する分の電子マネーを引き出して店舗Xの売り上げ情報として管理し、所定のタイミングで売上に相当する額の現金を店舗Xが保有する銀行口座に振り込んでもよい。この場合、決済サーバ100は、利用者U Xの口座から決済額に相当する分の電子マネーを引き出したタイミングで、電子マネーによる取引が完了した旨を店員あるいは利用者U Xに通知してもよい。

10

【0026】

また、利用者端末10を用いた決済は、利用者U Xが予め電子マネーをチャージした口座から店舗Xの口座へと電子マネーを移行させる処理のみならず、たとえば、利用者U Xが予め登録したクレジットカードを用いた決済であってもよい。このような場合、たとえば、利用者端末10は、店舗Xの口座に対して決済金額が示す額の電子マネーを移行させるとともに、利用者U Xのクレジットカードの運用会社に対し、決済金額が示す額を請求してもよい。

20

【0027】

また、利用者端末10を用いた決済は、利用者U Xの口座から店舗Xの口座へと電子マネーを移行させる処理のみならず、たとえば、利用者U Xの口座から他のユーザの口座へと電子マネーを移行させる決済（すなわち、ユーザ間での送金）であってもよい。たとえば、送金元の利用者U Xが利用する利用者端末10は、送金先のユーザを識別する利用者識別情報（例えば、送金先の利用者が利用する端末装置に表示される利用者識別情報）を読み取り、利用者U Xから送金金額の入力を受け付け、読み取った識別情報と、送金金額と、利用者U Xを識別する利用者識別情報とを示す情報を決済サーバ100へと送信する。このような場合、決済サーバ100は、利用者U Xの口座から、送金先のユーザの口座へと、送金金額が示す額の電子マネーを移行させ、利用者端末10または送金先のユーザが利用する端末装置に対し、送金が完了した旨の画面や所定の音声を出力させることで、送金が行われた旨を通知してもよい。

30

【0028】

なお、利用者端末10を用いた送金は、上述した処理に限定されるものではない。たとえば、利用者端末10を用いた送金は、送金先のユーザの電話番号や、送金先のユーザを示す情報（たとえば、利用者ID）を利用者端末10に入力することにより行われてもよい。具体的な例を挙げると、利用者端末10は、送金先のユーザの電話番号または利用者IDと、送金金額との入力を利用者U Xから受け付け、入力された電話番号または利用者IDと、送金金額と、利用者U Xを識別する利用者識別情報とを決済サーバ100へと送信する。そして、決済サーバ100は、利用者U Xの口座から、送信された電話番号または利用者IDに紐づけられたユーザの口座へと、送金金額が示す額の電子マネーを移行させる。

40

【0029】

ここで、送金先のユーザの電話番号や利用者IDは、当該ユーザに関する情報と紐付けてユーザアプリに予め登録されていてもよい。この場合、利用者端末10は、ユーザアプリに登録されたユーザ（送金先）の指定と、当該ユーザへの送金金額の入力とを利用者U Xから受け付け、指定されたユーザに紐付けられた電話番号または利用者IDと、送金金額と、利用者U Xを識別する利用者識別情報とを決済サーバ100へと送信する。

【0030】

50

また、たとえば、利用者端末 10 を用いた送金は、送金金額を受け取るためのリンク情報を送金先のユーザに提供することにより行われてもよい。具体的な例を挙げると、利用者端末 10 は、利用者 U X から送金金額の入力を受け付けて送金金額を受け取るためのリンク情報を生成し、リンク情報を含む電子メールを送信したり、リンク情報を含む投稿情報を SNS (Social Networking Service) に投稿したりすることで、送金先のユーザが利用する端末装置にリンク情報を提供する。そして、送金先のユーザがリンク情報を選択して受け取り操作を行った場合、決済サーバ 100 は、利用者 U X の口座から、送金先のユーザの口座へと、送金金額が示す額の電子マネーを移行させる。

#### 【0031】

なお、上述した決済手段や決済サービスは、商品の購入や役務の提供に対する対価の提供（債務の精算）のためのものに限定されるものではない。例えば、上述したように、決済手段や決済サービスは、複数のユーザが有する口座間の送金に関する機能を有していてもよい。すなわち、上述した決済手段や決済サービスは、ユーザや店舗等、電子マネーの所有者と紐づく任意の所有者の口座間における電子マネーの送受信を制御するサービスであればよい。すなわち、実施形態に係る決済手段や決済サービスは、電子マネーのやり取りを実現するための各種制御（電子マネーを介した各種の口座間送金制御のみならず、電子マネー口座と銀行口座間のやり取りに関する制御や、分割、ボーナス払いに伴う処理といった各種債権処理、その他電子マネーを含む財産のやり取りに関する各種制御）を実行する取引手段や取引サービスであれば、任意の態様で提供されるものであってもよい。また、このような取引手段や取引サービスが実現する各種の制御には、決済に関する制御と送金に関する制御の両方が含まれていてもよく、いずれか一方のみが含まれていてもよい。すなわち、「取引」とは、電子マネーに関する「決済」のみならず、電子マネーの「送金」やその他各種の処理をも含む概念である。すなわち、決済サーバ 100 は、任意の所有者間における電子マネーのやり取りを制御する取引手段を実現する情報処理装置であってもよい。

#### 【0032】

(1-3. 実施形態の概要について)

(1-3-1. 利用申込(その1))

以下、決済サーバ 100 が実行する振込入金サービスに関する情報処理の概要を説明する。まず、図 1 を用いて、振込入金サービスの利用申込に応じた処理の概要(その1)について説明する。図 1 は、電子マネーによる給与以外の振込入金を希望するサービス利用者による利用申込の概要を示している。

#### 【0033】

なお、以下の説明では、利用者端末 10 を利用者 U X と同一視する場合がある。すなわち、以下では、利用者 U X を利用者端末 10 と読み替えることもできる。

#### 【0034】

図 1 に示すように、決済サーバ 100 は、提携先の銀行（「金融機関」の一例）に属する銀行サーバ 20 に対して、仮想口座の貸し出しを要求する（ステップ S 11）。仮想口座とは、提携先の銀行において決済サーバ 100 を運営する事業者が所有する同一の銀行口座に紐付けられる複数の仮想口座である。なお、この仮想口座は、銀行口座としての機能を有するものではなく、振込先を特定するための固有の番号情報であり、各種振込を受け付けるための専用口座として機能する。銀行サーバ 20 は、決済サーバ 100 からの要求に応じて、仮想口座の貸出を行う（ステップ S 12）。なお、決済サーバ 100 は、一度に所定のボリュームの仮想口座（たとえば、最大 9, 999, 999 口座などの任意の数）を銀行サーバ 20 から借り受け可能である。

#### 【0035】

利用者 U X は、利用者端末 10 に表示したユーザアプリのトップ画面（たとえば、画面 D 1-1）を通じて、振込入金用の専用口座作成依頼を決済サーバ 100 に送信する（ステップ S 13）。

#### 【0036】

10

20

30

40

50



決済サーバ100は、利用者端末10から振込入金用の専用口座作成依頼を受信すると、仮想口座の割当、及び、利用者情報の登録を実行する(ステップS14)。たとえば、決済サーバ100は、提携先の銀行から予め貸し出された複数の仮想口座のうち未使用である複数の仮想口座から任意に選択した仮想口座を、作成依頼元の利用者UXに対応する専用口座(仮想口座)として任意に割り当てる。そして、決済サーバ100は、割り当てた専用口座(仮想口座)を特定するための口座情報と、利用者UXに固有の識別情報とを関連付けて登録し、利用者情報として管理する。利用者UXに固有の識別情報として、たとえば、電子決済サービスの利用登録時に決済サーバ100が利用者ごとに個別に割り振る利用者IDを利用できる。

#### 【0037】

また、決済サーバ100は、法令により義務付けられている資金移動業における滞留規制の遵守を目的として、振込入金用の専用口座を振込先(送金先)として入金された金額のうち、所定額を超える額の現金を専用口座に紐付く利用者UXに返金するための返金用の銀行口座の情報を、利用申込の際、利用者UXから取得する。決済サーバ100は、利用者UXから取得した返金用の銀行口座の情報を、上述の固有情報に関連付けて、利用者情報として登録する。

#### 【0038】

仮想口座の割当、及び、利用者情報の登録が完了すると、決済サーバ100は、利用者端末10に対し、振込入金用の専用口座の情報として利用者UXに割り当てた仮想口座を特定するための口座情報を送信することにより(ステップS15)、利用者UXに口座情報を提供する。

#### 【0039】

以下、振込入金サービスの利用申込に応じて、利用者端末10に表示される画面の遷移例を説明する。図1に示す画面D1-1は、利用者UXの操作に従って、利用者端末10に表示されるユーザアプリのトップ画面の一例である。図1に示す画面D1-1には、振込入金の利用申込を行うためのアイコンOB1-1が設けられている。

#### 【0040】

また、図1に示す画面D1-2は、利用者UXによるアイコンOB1-1の操作に従って、利用者端末10に表示される専用口座作成依頼画面の一例である。図1に示す画面D1-2には、振込入金用の専用口座作成依頼を決済サーバ100に送信するためのボタンOB1-2が設けられている。ボタンOB1-2は、たとえば、返金口座の情報の入力と、利用規約および個人情報の取り扱いに対する同意とを条件として、利用者UXからの操作を受付可能な状態となるように構成されていてもよい。

#### 【0041】

また、図1に示す画面D1-3は、利用者UXによるボタンOB1-2の操作に従って、利用者端末10から決済サーバ100に送信された振込入金用の専用口座作成依頼に応じて、決済サーバ100から利用者端末10に送信される応答画面の一例である。図1に示す画面D1-3には、決済サーバ100により作成された振込入金用の専用口座に関する情報が表示されている。利用者UXは、この振込入金用の専用口座に関する情報を振込依頼先へ知らせる。振込依頼先は、利用者UXから通知された振込入金用の専用口座を振込先(送金先)として振込入金を行う。決済サーバ100は、振込入金用の専用口座に対する振込入金があったことを検知すると、振込入金用の専用口座に対応する利用者UXの電子マネー口座に対して、専用口座に対する入金額に相当する電子マネーをチャージする。すなわち、決済サーバ100は、振込入金用の専用口座に対応する利用者UXのアカウントに紐づくマネー残高に対して入金額を反映させる。

#### 【0042】

##### (1-3-2. 利用申込(その2))

以下、図2を用いて、振込入金サービスの利用申込に応じた処理の概要(その2)について説明する。図2は、実施形態に係る情報処理の概要(その2)の一例を示す図である。図2は、電子マネーによる給与の振込入金を希望するサービス利用者による利用申込の

10

20

30

40

50

概要を示している。なお、図2に示すステップS21～ステップS22の処理手順は、図1に示すステップS11～ステップS12の処理手順に対応するので、説明は省略する。

【0043】

図2に示すように、利用者UXは、利用者端末10に表示したユーザアプリのトップ画面（たとえば、画面D2-1）を通じて、給与受取用の専用口座作成依頼を決済サーバ100に送信する（ステップS23）。

【0044】

決済サーバ100は、利用者端末10から給与受取用の専用口座作成依頼を受信すると、仮想口座の割当、及び、利用者情報の登録を実行する（ステップS24）。たとえば、決済サーバ100は、提携先の銀行から予め貸し出された複数の仮想口座のうち未使用である複数の仮想口座から任意に選択した仮想口座を、作成依頼元の利用者UXに対応する専用口座（仮想口座）として任意に割り当てる。そして、決済サーバ100は、割り当てた専用口座（仮想口座）を特定するための口座情報と、利用者UXに固有の識別情報とを関連付けて登録し、利用者情報として管理する。利用者UXに固有の識別情報として、たとえば、電子決済サービスの利用登録時に決済サーバ100が利用者ごとに個別に割り振る利用者IDを利用できる。

【0045】

また、決済サーバ100は、上述の滞留規制の順守および給与を名目とする送金ミスの検出を目的として、利用申込の際、所定の必要事項に関する情報を利用者UXから取得する。所定の必要事項として、勤務先または雇用者や、社員番号や、社内での氏名や、受け取る金額や、返金用銀行口座などが想定される。勤務先や雇用者に関する情報は、給与受取用の振込入金サービスにおける振込元（送金元）の確認などに用いることが想定される。また、社員番号は、振込入金に誤りがあった場合、振込元に本人確認を行うキーとして用いることが想定される。また、社内での氏名は、振込先（送金先）として指定された口座名義人の確認などに用いることが想定される。また、受け取る金額は、事前に所定の金額を超えないように調整するために用いることが想定される。返金用銀行口座は、所定の金額を超える額を振込先（送金先）として用いることが想定される。決済サーバ100は、利用者UXから取得した所定の情報を、上述の固有情報に関連付けて、利用者情報として登録する。

【0046】

仮想口座の割当、及び、利用者情報の登録が完了すると、決済サーバ100は、利用者端末10に対して、利用者UXに割り当てた仮想口座に関する口座情報を送信することにより（ステップS25）、利用者UXに口座情報を提供する。

【0047】

以下、電子マネーによる給与受取のための振込入金サービスの利用申込に応じて、利用者端末10に表示される画面の遷移例を説明する。図2に示す画面D2-1は、利用者UXの操作に従って、利用者端末10に表示されるユーザアプリのトップ画面の一例である。図2に示す画面D2-1には、電子マネーによる給与受取の利用申込を行うためのアイコンOB2-1が設けられている。

【0048】

また、図2に示す画面D2-2は、利用者UXによるボタンOB2-1の操作に従って、利用者端末10に表示される専用口座作成依頼画面の一例である。図2に示す画面D2-2には、給与受取用の専用口座作成依頼を決済サーバ100に送信するためのボタンOB2-2が設けられている。ボタンOB2-2は、たとえば、所定の必要事項の入力と、利用規約および個人情報の取り扱いに対する同意とを条件として、利用者UXからの操作を受付可能な状態となるように構成されていてもよい。

【0049】

また、図2に示す画面D2-3は、利用者UXによるボタンOB2-2の操作に従って、利用者端末10から決済サーバ100に送信された給与受取用の専用口座作成依頼に応じて、決済サーバ100から利用者端末10に送信される応答画面の一例である。図2に

10

20

30

40

50

示す画面 D 2 - 3 には、決済サーバ 1 0 0 により作成された給与受取用の専用口座に関する情報が表示されている。ここで、決済サーバ 1 0 0 は、給与受取用の専用口座の支店名として、給与受取用であることを示す名称（たとえば、「キユーヨ支店」）を付与する。利用者 U X は、この給与受取用の専用口座の情報を振込依頼先へ知らせる。振込依頼先は、利用者 U X から通知された給与受取用の専用口座を振込先（送金先）として送金を行う。決済サーバ 1 0 0 は、振込依頼先から給与受取用の専用口座に対する入金を検知すると、給与受取用の専用口座に対応する利用者 U X の電子マネー口座に対して、入金額に相当する電子マネーをチャージする。すなわち、決済サーバ 1 0 0 は、給与受取用の専用口座に対応する利用者 U X のアカウントに紐づくマネー残高に対して入金額を反映させる。

#### 【 0 0 5 0 】

上述したように、決済サーバ 1 0 0 は、給与以外の振込入金や、給与の振込入金などの利用目的ごとに仮想口座を利用者に割り当てることができる。なお、図 1 や図 2 に示す例では、決済サーバ 1 0 0 は、給与以外の振込入金サービスの利用申込と、給与の振込入金サービスの利用申込とをそれぞれ個別に受け付ける場合の処理の概要を説明したが、この例には特に限定される必要はない。たとえば、決済サーバ 1 0 0 は、振込入金サービスの利用申込を受け付けた後、利用目的が給与以外の振込入金か、又は、給与の振込入金かをサービス利用者に選択させるようにしてもよい。

#### 【 0 0 5 1 】

また、決済サーバ 1 0 0 は、給与以外の振込入金サービスの利用申込に応じて、振込入金サービス用の専用口座としてサービス利用者に割り当てられる仮想口座は、利用可能な期限が予め設定されている有効期限付きの仮想口座であってもよい。なお、決済サーバ 1 0 0 は、給与以外の振込入金サービスの利用申込に応じて、サービス利用者に割り当てられる仮想口座はワンタイム口座であってもよい。これにより、仮想口座の新陳代謝を促し、仮想口座の有効活用を図ることができる。

#### 【 0 0 5 2 】

また、決済サーバ 1 0 0 は、サービス利用者に対して利用目的ごとに仮想口座を割り当てられる場合、利用目的ごとにマネー残高を管理してもよい。たとえば、決済サーバ 1 0 0 は、図 1 に示す給与以外の振込入金サービスによる振込入金に対応するマネー残高と、図 2 に示す給与受取用の振込入金サービスによる振込入金に対応するマネー残高とをそれぞれ個別に管理できる。

#### 【 0 0 5 3 】

##### （ 1 - 4 . 振込入金反映処理 ）

以下、図 3 を用いて、振込入金サービスによる振込入金の反映処理の概要について説明する。図 3 は、実施形態に係る情報処理の概要（その 3 ）の一例を示す図である。図 3 は、サービス利用者である利用者 U X および利用者 U Y が給与以外の振込入金サービスの利用申込を行い、利用者 U Z が給与の振込入金サービスの利用申込を行った場合の情報処理システム 1 における処理の概要を示している。

#### 【 0 0 5 4 】

図 3 に示すように、利用者 U X は、振込入金サービスを利用する場合、決済サーバ 1 0 0 から通知された振込入金用の専用口座を示す情報を含む振込先情報を振込依頼先に通知する。たとえば、利用者 U X は、銀行名：「 A B C 銀行」や、支店番号：「 1 2 3 」や、支店名：「 D E F 」や、口座種別：「普通」や、仮想口座を示す口座番号：「 1 1 1 1 1 2 」や、（口座名義人の）氏名：「 トッキョケンイチ」を振込依頼先の企業 A に通知する。

#### 【 0 0 5 5 】

また、利用者 U Y は、振込入金サービスを利用する場合、決済サーバ 1 0 0 から通知された振込入金用の専用口座を示す情報を含む振込先情報を振込依頼先に通知する。たとえば、利用者 U Y は、銀行名：「 A B C 銀行」や、支店番号：「 1 2 3 」や、支店名：「 D E F 」や、口座種別：「普通」や、仮想口座を示す口座番号：「 1 1 1 1 1 3 」や、（口座名義人の）氏名：「 イショウサクラコ」を振込依頼先の企業 B に通知する。

#### 【 0 0 5 6 】

10

20

30

40

50

また、利用者U Zは、振込入金サービスを利用する場合、決済サーバ100から通知された給与受取用の専用口座を示す情報を含む振込先情報を振込依頼先に通知する。たとえば、利用者U Zは、銀行名：「ABC銀行」や、支店番号：「123」や、支店名：「キユーヨ支店」や、口座種別：「普通」や、仮想口座を示す口座番号：「111111」や、（口座名義人の）氏名：「ショウヒョウジン」を振込依頼先の雇用者Cに通知する。

【0057】

企業Aは、利用者U Xから振込入金の依頼を受け付けると、利用者U Xから通知された振込先情報に基づいて振込入金を行う。たとえば、企業Aは、自らが銀行口座を所有する仕向銀行から、振込先情報に記された銀行（支店）の口座および口座名義人を送金先として、利用者U Xから指定された金額を送金する。図3では、企業Aは、口座名義人が「トッキョケンイチ」である専用口座番号：「111112」に対して、現金：「¥30,000」の送金を行う例が示されている。

10

【0058】

企業Bは、利用者U Yから振込入金の依頼を受け付けると、利用者U Yから通知された振込先情報に基づいて振込入金を行う。たとえば、企業Bは、自らが銀行口座を所有する仕向銀行から、振込先情報に記された銀行（支店）の口座および口座名義人を送金先として、利用者U Xから指定された金額を送金する。図3では、企業Bは、口座名義人が「イショウサクラコ」である専用口座番号：「111113」に対して、現金：「¥50,000」の送金を行う例が示されている。

【0059】

雇用者Cは、利用者U Zから給与を受け取るための振込入金の依頼を受け付けると、利用者U Zから通知された振込先情報に基づいて振込入金を行う。たとえば、雇用者Cは、自らが銀行口座を所有する仕向銀行から、振込先情報に記された銀行（支店）の口座および口座名義人を送金先として、利用者U Zの給与を送金する。図3では、雇用者Cは、口座名義人が「ショウヒョウジン」である専用口座番号：「111111」に対して、給与：「¥250,000」の送金を行う例が示されている。

20

【0060】

決済サーバ100は、同一の銀行口座に紐付けられた複数の仮想口座の中から利用者ごとに個別に割り当てられた専用口座（仮想口座）に対する振込入金を検知する検知処理を実行する（ステップS31）。たとえば、決済サーバ100は、所定のタイミングで複数の専用口座（仮想口座）が紐付けられている銀行口座の残高を確認する。そして、決済サーバ100は、該当の銀行口座の残高が増えている場合、送金先として指定されている専用口座（仮想口座）を示す専用口座番号を個別に特定する。

30

【0061】

また、決済サーバ100は、振込入金の専用口座番号に対する入金を検知されると、振込内容を確認する処理を実行する（ステップS32）。そして、決済サーバ100は、振込内容の確認結果に応じた処理を実行する（ステップS33～ステップS35）。

【0062】

たとえば、決済サーバ100は、振込入金の送金先である対象利用者（たとえば、利用者U Xや利用者U Y、利用者U Zなど）に紐付く専用口座（仮想口座）の残高を取得する。そして、決済サーバ100は、専用口座（仮想口座）に対して振込入金の入金額を反映した後の残高が所定の金額を超えるかどうかを判定する。

40

【0063】

決済サーバ100は、専用口座（仮想口座）の残高が所定の金額を超えていない場合、対象利用者が所有する電子マネーのマネー残高に対して、振込入金の入金額を反映させるチャージ処理を実行する（ステップS33）。一方、決済サーバ100は、専用口座（仮想口座）の残高が所定の金額を超えている場合、対象利用者に予め紐付けられている銀行口座を送金先として、所定の金額を超える分に相当する額の現金を送金する返金処理を実行する（ステップS34）。

【0064】

50

また、決済サーバ100は、検知した振込入金が発与受取用の入金である場合、対象利用者に対して、振込内容の確認するための確認依頼を送信してもよい(ステップS35)。たとえば、決済サーバ100は、振込入金の振込元が、対象利用者が予め設定した勤務先や雇用者とは異なっている場合、給与受取用の入金で間違いがないか否かの確認通知を利用者端末10に送信してもよい。この場合、決済サーバ100は、対象利用者からの確認が取れた場合、マネー残高のチャージなどの処理を実行する。また、決済サーバ100は、対象利用者の振込入金の履歴を辿り、給与受取用の入金が不規則なタイミングで行われている場合、給与受取用の振込入金で間違いがないかを対象利用者を確認するための確認通知を利用者端末10に送信してもよい。なお、決済サーバ100は、対象利用者の振込入金の履歴を辿り、利用目的が給与以外である振込入金が一定のタイミングで継続的に検知された場合、給与受取用の振込入金の間違ひではないか否かを対象利用者にお問い合わせするための確認通知を利用者端末10に送信してもよい。これにより、利用目的を誤って、振込入金サービスが利用されることを防止できる。

10

#### 【0065】

また、決済サーバ100は、所定のタイミングで、マネー残高のうち給与の内訳で管理されているマネー残高を示す情報をサービス利用者ごとに取得し、提携先の銀行に通知してもよい。資金移動業者が破綻した場合に、給与として支払われた電子マネーを、提携先の銀行が保証する場合がある。そのようなケースにおいて、提携先の銀行が、給与として利用者に支払われた電子マネーの残高を確認することは、保証が必要な金額を把握することが出来る点で有用である。

20

#### 【0066】

また、決済サーバ100は、給与受取用の振込入金サービスの利用申込の際、振込入金の入金額のうち、電子マネーで受け取る金額の選択を利用者から受付可能としてもよい。この場合、決済サーバ100は、入金額から電子マネーで受け取る分を差し引いた差額を現金で対象利用者の銀行口座に振り込むように処理できる。

#### 【0067】

また、決済サーバ100を運営する事業者は、1回(1shot)の入金額が所定の金額を超える場合、振込入金の受付を拒否するように提携先の銀行との間で事前に申告せをしておいてもよい。たとえば、決済サーバ100は、所定のタイミングで、仮想口座に対する入金の受付を拒否する所定の金額を示す情報を、銀行サーバ20に送信する。なお、所定の金額は、利用目的(振込入金サービス)ごとに設定されてもよい。

30

#### 【0068】

また、決済サーバ100は、銀行サーバ20において仮想口座に対する入金の受付が拒否する処理が行われた振込入金に関する情報を銀行サーバ20から取得してもよい。たとえば、決済サーバ100は、給与受取用の振込入金サービスにおいて、1回(1shot)の入金額が所定の金額を超えている場合、次回も所定の金額を超える蓋然性が高いと判定する。この場合、決済サーバ100は、振込入金の送金先である仮想口座に紐づく対象利用者に対して、次回も給与受取用の振込入金サービスの利用を継続するか否かの確認通知を送信する。これにより、提携先の銀行において、次回も入金の受付が拒否されてしまうことを回避できる。

40

#### 【0069】

##### (1-5.入金通知例)

以下、図4を用いて、振込入金サービスによる振込入金のお知らせ例について説明する。図4は、実施形態に係る振込入金サービスによる振込入金のお知らせ例を示す図である。図4では、振込入金サービスにより利用者UXに対する入金が行われた場合の入金のお知らせ例を示している。

#### 【0070】

図4に示す画面D3-1は、利用者UXの操作に従って、利用者端末10に表示されるユーザアプリのトップ画面の一例である。図4に示す画面D3-1には、振込入金サービスによる入金があった旨を利用者UXに通知するための通用用のポップアップOB3-1

50

が表示されている。

【 0 0 7 1 】

図 4 に示す画面 D 3 - 2 は、利用者 U X によるポップアップ O B 3 - 1 の操作に従って、利用者端末 1 0 に表示されるお知らせ詳細画面の一例である。図 4 では、画面 D 3 - 2 に、「企業 A から 3 0 , 0 0 0 円の入金がありました。」というように、ポップアップ O B 3 - 1 に対応する詳細情報が表示される例が示されている。これにより、両社 U X は、振込入金サービスが正常に機能したことを確認できる。

【 0 0 7 2 】

〔 2 . 決済サーバの構成 〕

次に、図 5 を用いて、決済サーバ 1 0 0 の構成について説明する。図 5 は、実施形態に係る決済サーバの構成例を示す図である。図 5 に示すように、決済サーバ 1 0 0 は、通信部 1 1 0 と、記憶部 1 2 0 と、制御部 1 3 0 とを有する。

【 0 0 7 3 】

（通信部 1 1 0 について）

通信部 1 1 0 は、例えば、N I C ( Network Interface Card ) 等によって実現される。そして、通信部 1 1 0 は、ネットワーク N と有線または無線で接続され、利用者端末 1 0 や、銀行サーバ 2 0 などとの間で情報の送受信を行う。

【 0 0 7 4 】

（記憶部 1 2 0 について）

記憶部 1 2 0 は、例えば、R A M ( Random Access Memory ) 、フラッシュメモリ ( Flash Memory ) 等の半導体メモリ素子、または、ハードディスク、光ディスク等の記憶装置によって実現される。図 5 に示すように、記憶部 1 2 0 は、仮想口座情報記憶部 1 2 1 と、利用者情報記憶部 1 2 2 と、口座情報記憶部 1 2 3 とを有する。

【 0 0 7 5 】

（仮想口座情報記憶部 1 2 1 について）

仮想口座情報記憶部 1 2 1 は、提携先の銀行から貸し出しを受けた仮想口座に関する情報を記憶する。図 6 は、実施形態に係る仮想口座情報記憶部に記憶される情報の一例を示す図である。図 6 に示すように、仮想口座情報記憶部 1 2 1 が記憶する仮想口座に関する情報は、「仮想口座番号」の項目と、「ステータス」の項目とを有している。

【 0 0 7 6 】

「仮想口座番号」の項目には、提携先の銀行において決済サーバ 1 0 0 を運営する事業者が所有する同一の銀行口座に紐付けられる複数の仮想口座の各々に固有の口座番号が記憶される。なお、この仮想口座は、銀行口座としての機能を有するものではなく、振込先 ( 送金先 ) を特定するための固有の番号情報であり、各種振込を受け付けるための専用口座として機能する。「ステータス」の項目には、該当の仮想口座を示す口座番号が使用されている状態 ( サービス利用者に割り当てられている状態 ) であるかどうかを示す情報が記憶される。

【 0 0 7 7 】

たとえば、図 5 によれば、仮想口座番号のうち、「 1 1 1 1 1 1 」や「 1 1 1 1 1 2 」、「 1 1 1 1 1 3 」が使用中の状態であり、「 9 9 9 9 9 9 」が未使用の状態であることが示されている。

【 0 0 7 8 】

（利用者情報記憶部 1 2 2 について）

利用者情報記憶部 1 2 2 は、振込入金サービスのサービス利用者に関する利用者情報を記憶する。図 7 は、実施形態に係る利用者情報記憶部に記憶される情報の一例を示す図である。図 7 に示すように、利用者情報記憶部に記憶されている利用者情報は、「利用者 I D 」の項目や、「仮想口座 ( 口座番号 ) 」の項目や、「利用者名」の項目や、「勤務先 / 雇用者」の項目や、「社員番号」の項目や、「社内での氏名」の項目や、「受け取る金額 ( 万円 ) 」の項目や、「返金用銀行口座」の項目といった複数の項目を有する。利用者情報が有するこれらの項目は相互に対応付けられている。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 7 9 】

「利用者ID」の項目には、振込入金サービスのサービス利用者に固有の識別情報が記憶される。「仮想口座（口座番号）」の項目には、サービス利用者に割り当てられている仮想口座を示す口座番号の情報が記憶される。「利用者名」の項目には、サービス利用者の氏名を示す情報が記憶される。

## 【 0 0 8 0 】

「勤務先／雇用者」の項目には、サービス利用者が勤務する企業名や、サービス利用者を雇用する雇用者を示す情報が記憶される。勤務先や雇用者に関する情報は、給与受取用の振込入金サービスにおける振込元の確認などに用いることが想定される。

## 【 0 0 8 1 】

「社員番号」の項目には、勤務先においてサービス利用者に付与されている社員番号を示す情報が記憶される。社員番号は、振込入金に誤りがあった場合、振込元に本人確認を行うキーとして用いることが想定される。

## 【 0 0 8 2 】

「社内での氏名」の項目には、勤務先におけるサービス利用者の氏名を示す情報が記憶される。社内での氏名は、送金先として指定された口座名義人の確認などに用いることが想定される。

## 【 0 0 8 3 】

「受け取る金額（万円）」の項目には、サービス利用者が勤務先や雇用者から受け取ることが予定されている給与の額を示す情報が記憶される。受け取る金額は、事前に所定の金額を超えないように調整するために用いることが想定される。

## 【 0 0 8 4 】

「返金用銀行口座」の項目には、サービス利用者が所有する銀行口座を示す情報が記憶される。「返金用銀行口座」の項目に記憶される銀行口座は、振込入金サービスによる1回の入金額が所定の金額を超える場合、又は、入金額を反映した後の仮想口座の残高が所定の金額を超える場合、残高が所定の金額を超える分に相当する額の現金の返金先として利用される。なお、「勤務先／雇用者」の項目や、「社員番号」の項目や、「社内での氏名」の項目や、「受け取る金額（万円）」の項目や、「返金用銀行口座」の項目に対応する情報は、サービス利用者が給与受取用の振込入金サービスの利用申込を行った場合に記憶される。

## 【 0 0 8 5 】

図7によれば、利用者ID：「U001」によって識別されるサービス利用者に割り当てられている振込入金用の仮想口座の口座番号は「111112」であり、氏名は「トッキョケンイチ」であり、「返金用銀行口座」は「D銀行 支店の普通口座\*\*\*\*\*」であることが示されている。

## 【 0 0 8 6 】

（口座情報記憶部123について）

口座情報記憶部123は、電子決済サービスにおいてサービス利用者が所有する電子マネー口座（決済口座）に関する各種の情報（口座情報）を記憶する。図8は、実施形態に係る口座情報記憶部に記憶される情報の一例を示す図である。図8に示すように、口座情報記憶部123に記憶される口座情報は、「口座ID」の項目や、「所有者ID」の項目や、「残高」の項目や、「内訳」といった複数の項目を有する。口座情報が有するこれらの項目は相互に対応付けられている。

## 【 0 0 8 7 】

「口座ID」項目には、電子マネー口座（決済口座）を識別するための識別情報が記憶される。「所有者ID」項目には、口座IDに紐付けられた電子マネー口座（決済口座）を所有する所有者を識別するための識別情報が記憶される。「所有者ID」の項目には、利用者IDの項目に記憶される情報と同一の情報が記憶されてもよい。

## 【 0 0 8 8 】

「残高」項目には、電子マネー口座（決済口座）に記録された電子マネーのマネー残高

10

20

30

40

50

(総残高)を示す情報が記憶される。「内訳」項目には、マネー残高の内訳を示す情報が記憶される。具体的には、「内訳」項目には、「給与」の項目および「給与以外の」項目が含まれている。「給与」項目には、給与受取用の振込入金サービスを通じて、給与として振込入金されたデジタルマネーの残高を示す情報が記憶される。「給与以外」項目には、振込入金サービスを通じて給与以外として振込入金されたデジタルマネーの残高を示す情報が記憶される。

【0089】

図8によれば、「口座ID」：「口座001」で識別される電子マネー口座の所有者は、所有者ID：「U001」で識別されるサービス利用者であり、マネー残高が「100,000」であり、内訳の全てが給与以外であることが示されている。

10

【0090】

(制御部130について)

制御部130は、コントローラ(controller)であり、例えば、CPU(Central Processing Unit)やMPU(Micro Processing Unit)などによって、決済サーバ100内部の記憶装置に記憶されている各種プログラムがRAMを作業領域として実行されることにより実現される。また、制御部130は、たとえば、ASIC(Application Specific Integrated Circuit)やFPGA(Field Programmable Gate Array)などの集積回路により実現され得る。実施形態に係る制御部130は、図5に示すように、検知部131と、反映部132と、管理部133とを有し、これらの各部により、以下に説明する情報処理の機能や作用を実現または実行する。

20

【0091】

(検知部131について)

検知部131は、提携先の銀行(「金融機関」の一例)において事業者(振込入金サービスを提供する事業者)が所有する同一の銀行口座に紐付けられた複数の仮想口座の中からサービス利用者ごとに個別に割り当てられた専用口座(仮想口座)に対する振込入金を検知する。検知部131は、振込入金を検知された場合、振込入金を検知された専用口座(仮想口座)を示す口座番号や振込先(送金先)の口座名義人、入金額などの情報を反映部132に受け渡す。

【0092】

また、検知部131は、1回の振込入金の入金額が所定の金額を超える場合、振込入金の受付を拒否するように提携先の銀行に依頼する。

30

【0093】

また、検知部131は、入金額を反映した後の仮想口座の残高が所定の金額を超える場合、サービス利用者に予め紐付けられている銀行口座を送金先として、残高が所定の金額を超える分に相当する額の現金を送金する。

【0094】

また、検知部131は、検知した振込入金が発与受取用の入金である場合、対象利用者に対して、振込内容の確認するための確認依頼を送信してもよい。

【0095】

(反映部132について)

反映部132は、検知部131により振込入金を検知された場合、専用口座(仮想口座)に予め関連付けられているサービス利用者が所有する電子マネーの残高を示すマネー残高に対して、振込入金の入金額を反映させる。

40

【0096】

(管理部133について)

管理部133は、サービス利用者から専用口座(仮想口座)の作成依頼を受け付けた場合、提携先の銀行から予め貸し出された複数の仮想口座のうち未使用である複数の仮想口座の中から任意に選択した仮想口座を、作成依頼元のサービス利用者に対応する専用口座(仮想口座)として任意に割り当てて、割り当てた専用口座(仮想口座)を特定するための口座情報と、サービス利用者固有の識別情報(たとえば、利用者ID)とを関連付け

50



て管理する。

【 0 0 9 7 】

また、管理部 1 3 3 は、専用口座（仮想口座）の利用目的（給与以外の振込入金や給与の受取など）ごとに、専用口座（仮想口座）を割り当ててもよい。

【 0 0 9 8 】

また、管理部 1 3 3 は、利用目的が給与受取ではない場合、利用可能な期限が予め設定されている専用口座（仮想口座）を割り当ててもよい。

【 0 0 9 9 】

また、管理部 1 3 3 は、専用口座（仮想口座）の利用目的ごとに、専用口座（仮想口座）に紐づくマネー残高を管理してもよい。

10

【 0 1 0 0 】

〔 3 . 処理手順例 〕

（ 3 - 1 . 口座割当処理 ）

以下、実施形態に係る決済サーバ 1 0 0 における処理手順の一例を説明する。図 9 は、実施形態に係る決済サーバにより実行される口座割当処理の処理手順例を示すフローチャートである。

【 0 1 0 1 】

図 9 に示すように、管理部 1 3 3 は、振込入金サービスの専用口座の作成依頼を受け付ける（ステップ S 1 0 1 ）。また、管理部 1 3 3 は、専用口座の作成依頼の受付に伴って、口座作成時必要事項を受け付ける（ステップ S 1 0 2 ）。

20

【 0 1 0 2 】

また、管理部 1 3 3 は、仮想口座情報記憶部 1 2 1 に記憶されている複数の仮想口座のうち未使用である複数の仮想口座の中から任意に選択した仮想口座を、作成依頼元のサービス利用者に対応する専用口座（仮想口座）として任意に割り当てる（ステップ S 1 0 3 ）。

【 0 1 0 3 】

また、管理部 1 3 3 は、ステップ S 1 0 3 で割り当てた専用口座（仮想口座）を特定するための口座情報と、サービス利用者固有の識別情報（たとえば、利用者 ID ）とを関連付けて利用者情報記憶部 1 2 2 に登録する（ステップ S 1 0 4 ）。

【 0 1 0 4 】

また、管理部 1 3 3 は、作成口座に関する情報を作成依頼元のサービス利用者へ通知して（ステップ S 1 0 5 ）、図 9 に示す処理手順を終了する。

30

【 0 1 0 5 】

（ 3 - 2 . 振込入金反映処理 ）

図 1 0 は、実施形態に係る決済サーバにより実行される振込入金の反映処理の処理手順例を示すフローチャートである。

【 0 1 0 6 】

図 1 0 に示すように、検知部 1 3 1 は、仮想口座（専用口座）に紐づく銀行口座への振込入金を検知する（ステップ S 2 0 1 ）。

【 0 1 0 7 】

反映部 1 3 2 は、ステップ S 2 0 1 で検知された振込内容を確認する（ステップ S 2 0 2 ）。そして、反映部 1 3 2 は、ステップ S 2 0 2 で確認した振込内容に応じた処理を実行して（ステップ S 2 0 3 ）、図 1 0 に示す処理手順を終了する。

40

【 0 1 0 8 】

〔 4 . 変形例 〕

（ 4 - 1 . 仮想口座のリサイクルについて ）

上述の実施形態において、決済サーバ 1 0 0 は、使用中の状態である専用口座（仮想口座）のうち、一定期間、振込入金サービスの利用が専用口座については、サービス利用者に対する割当を解除して、未使用の状態としてもよい。また、決済サーバ 1 0 0 は、使用中の状態である専用口座（仮想口座）のうち、給与以外の振込入金サービスのための専用

50

口座に限って、割当解除を行ってもよい。

【0109】

(4-2. 情報処理システム1の構成について)

上述の実施形態では、情報処理システム1に含まれる決済サーバ100が、電子決済サービスに関する処理を行うとともに、振込入金サービスに関する処理を行う例を説明した。しかし、実施形態に係る情報処理システム1の構成は、このような例には特に限定される必要はなく、電子決済サービスに関する処理を行うサーバ装置と、振込入金サービスに関する処理を行うサーバ装置とが、それぞれ物理的に異なる個別のサーバであってもよく、又は、それぞれのサーバ装置が異なるシステムに属するサーバ装置であってもよい。この場合、それぞれのサーバ装置がそれぞれの処理に必要な情報を相互にやり取り可能な状態で通信可能に接続される。

10

【0110】

また、上述の実施形態において説明した各処理のうち、自動的に行われるものとして説明した処理の全部または一部を手動的に行うこともでき、逆に、手動的に行われるものとして説明した処理の全部または一部を公知の方法で自動的に行うこともできる。この他、上記文書中や図面中で示した処理手順、具体的名称、各種のデータやパラメータを含む情報については、特記する場合を除いて任意に変更することができる。例えば、各図に示した各種情報は、図示した情報に限られない。

【0111】

また、図示した各装置の各構成要素は機能概念的なものであり、必ずしも物理的に図示の如く構成されることを要しない。すなわち、各装置の分散・統合の具体的な形態は図示のものに限られず、その全部または一部を、各種の負荷や使用状況などに応じて、任意の単位で機能的または物理的に分散・統合して構成することができる。

20

【0112】

また、上記してきた各実施形態は、処理内容を矛盾させない範囲で適宜組み合わせることが可能である。

【0113】

(5. 効果)

上述してきたように、実施形態に係る決済サーバ100は、検知部131と、反映部132とを有する。検知部131は、提携先の金融機関において事業者が所有する同一の口座に紐付けられた複数の仮想口座の中から利用者ごとに個別に割り当てられた仮想口座に対する振込入金を検知する。反映部132は、振込入金が検知された場合、仮想口座に予め関連付けられている利用者が所有する電子マネーの残高を示すマネー残高に対して、振込入金の入金額を反映させる。

30

を有する

【0114】

これにより、実施形態に係る決済サーバ100は、給与の支払い元に負担をかけることなく、給与を電子マネーで受け取るためのスキームをサービス利用者に提供でき、給与のデジタル払いの利用を促進できる。また、実施形態に係る決済サーバ100によりサービス利用者に提供されるスキームにより、給与以外の各種入金についても電子マネーで簡易に受け取ることが可能となるので、電子マネーの優位性をさらに高める効果も期待できる。

40

【0115】

また、実施形態に係る決済サーバ100において、検知部131は、1回の入金額が所定の金額を超える場合、振込入金の受付を拒否するように金融機関に依頼する。

【0116】

また、実施形態に係る決済サーバ100において、検知部131は、入金額を反映した後のマネー残高が所定の金額を超える場合、サービス利用者に予め紐付けられている銀行口座を送金先として、残高が所定の金額を超える分に相当する額の現金を送金する。

【0117】

これらにより、実施形態に係る決済サーバ100は、法令により義務付けられている資

50

金移動業における滞留規制の遵守したスキームを構築できる。

【 0 1 1 8 】

また、実施形態に係る決済サーバ100は、サービス利用者から専用口座（仮想口座）の作成依頼を受け付けた場合、金融機関から予め貸し出された複数の仮想口座のうち未使用である複数の仮想口座の中から任意に選択した仮想口座を、作成依頼元のサービス利用者に対応する専用口座（仮想口座）として任意に割り当てて、割り当てた専用口座（仮想口座）を特定するための口座情報と、サービス利用者固有の識別情報とを関連付けて管理する管理部133をさらに有する。

【 0 1 1 9 】

また、実施形態に係る決済サーバ100において管理部133は、専用口座（仮想口座）の利用目的ごとに、仮想口座を割り当てる。これにより、実施形態に係る決済サーバ100は、振込入金サービスを利用するサービス利用者に関する各種情報を適切に管理できる。

10

【 0 1 2 0 】

また、実施形態に係る決済サーバ100において、管理部133は、利用目的が給与受取ではない場合、利用可能な期限が予め設定されている仮想口座を割り当てる。これにより、実施形態に係る決済サーバ100は、仮想口座の新陳代謝を図り、仮想口座の有効活用を促すことができる。

【 0 1 2 1 】

また、実施形態に係る決済サーバ100において、管理部133は、利用目的ごとに仮想口座に紐づくマネー残高を管理する。これにより、実施形態に係る決済サーバ100は、振込入金サービスを利用するサービス利用者のマネー残高を適切に管理できる。

20

【 0 1 2 2 】

〔 6 . ハードウェア構成 〕

また、上述してきた本実施形態に係る決済サーバ100は、たとえば、図11に示すような構成のコンピュータ1000によって実現される。図11は、実施形態に係る決済サーバの機能を実現するコンピュータの一例を示すハードウェア構成図である。

【 0 1 2 3 】

コンピュータ1000は、CPU1100、RAM1200、ROM1300、HDD1400、通信インターフェイス（I/F）1500、入出力インターフェイス（I/F）1600、及びメディアインターフェイス（I/F）1700を有する。

30

【 0 1 2 4 】

CPU1100は、ROM1300又はHDD1400に格納されたプログラムに基づいて動作し、各部の制御を行う。ROM1300は、コンピュータ1000の起動時にCPU1100によって実行されるブートプログラムや、コンピュータ1000のハードウェアに依存するプログラム等を格納する。

【 0 1 2 5 】

HDD1400は、CPU1100によって実行されるプログラム、及び、かかるプログラムによって使用されるデータ等を記憶する。通信インターフェイス1500は、通信網500（実施形態のネットワークNに対応する）を介して他の機器からデータを受信してCPU1100へ送り、また、通信網500を介してCPU1100が生成したデータを他の機器へ送信する。

40

【 0 1 2 6 】

CPU1100は、入出力インターフェイス1600を介して、ディスプレイやプリンタ等の出力装置、及び、キーボードやマウス等の入力装置を制御する。CPU1100は、入出力インターフェイス1600を介して、入力装置からデータを取得する。また、CPU1100は、入出力インターフェイス1600を介して生成したデータを出力装置へ出力する。

【 0 1 2 7 】

メディアインターフェイス1700は、記録媒体1800に格納されたプログラム又は

50

データを読み取り、RAM 1200を介してCPU 1100に提供する。CPU 1100は、かかるプログラムを、メディアインターフェイス 1700を介して記録媒体 1800からRAM 1200上にロードし、ロードしたプログラムを実行する。記録媒体 1800は、例えばDVD (Digital Versatile Disc)、PD (Phase change rewritable Disk)等の光学記録媒体、MO (Magneto-Optical disk)等の光磁気記録媒体、テープ媒体、磁気記録媒体、または半導体メモリ等である。

【0128】

例えば、コンピュータ 1000が決済サーバ 100として機能する場合、コンピュータ 1000のCPU 1100は、RAM 1200上にロードされたプログラムを実行することにより、制御部 130の機能を実現する。すなわち、CPU 1100は、RAM 1200上にロードされたプログラム（たとえば、情報処理プログラム）との協働により、本実施形態に係る決済サーバ 100による処理を実現する。また、HDD 1400には、決済サーバ 100の記憶装置内の各データが格納される。コンピュータ 1000のCPU 1100は、これらのプログラムを記録媒体 1800から読み取って実行するが、他の例として、他の装置から所定の通信網を介してこれらのプログラムを取得してもよい。

10

【0129】

〔7.その他〕

以上、本願の実施形態のいくつかを図面に基づいて詳細に説明したが、これらは例示であり、発明の開示の欄に記載の態様を始めとして、当業者の知識に基づいて種々の変形、改良を施した他の形態で本発明を実施することが可能である。

20

【0130】

また、上述した決済サーバ 100は、機能によっては外部のプラットフォームなどをAPI (Application Programming Interface) やネットワークコンピューティングなどで呼び出して実現するなど、構成は柔軟に変更できる。

【0131】

また、特許請求の範囲に記載した「部」は、「手段」や「回路」などに読み替えることができる。例えば、制御部は、制御手段や制御回路に読み替えることができる。

【符号の説明】

【0132】

1	情報処理システム	30
10	利用者端末	
20	銀行サーバ	
100	決済サーバ	
110	通信部	
120	記憶部	
121	仮想口座情報記憶部	
122	利用者情報記憶部	
123	口座情報記憶部	
130	制御部	
131	検知部	40
132	反映部	
133	管理部	

40

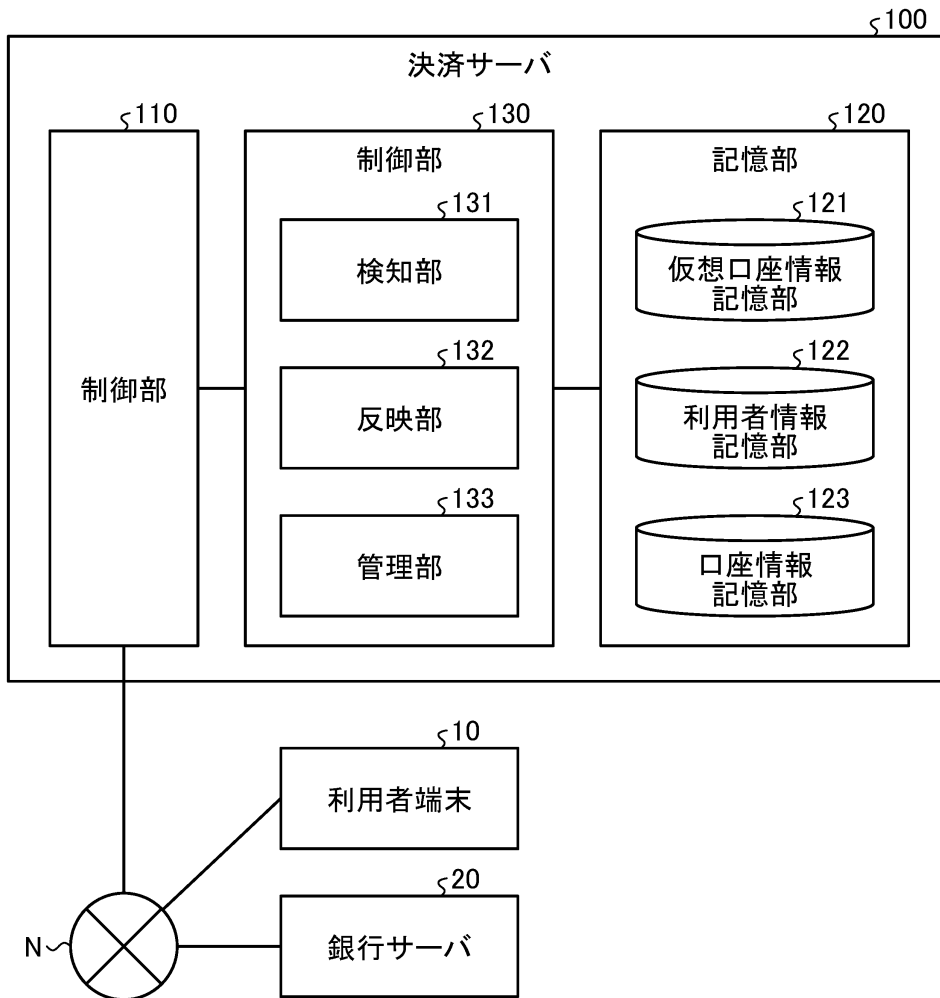
【要約】

【課題】 給与のデジタル払いの利用を促進すること。

【解決手段】 本願に係る情報処理装置は、検知部と、反映部とを有する。検知部は、提携先の金融機関において事業者が所有する同一の口座に紐付けられた複数の仮想口座の中から利用者ごとに個別に割り当てられた仮想口座に対する振込入金を検知する。反映部は、振込入金を検知された場合、仮想口座に予め関連付けられている利用者が所有する電子マネーの残高を示すマネー残高に対して、振込入金の入金額を反映させる。

【選択図】 図 5

10



20

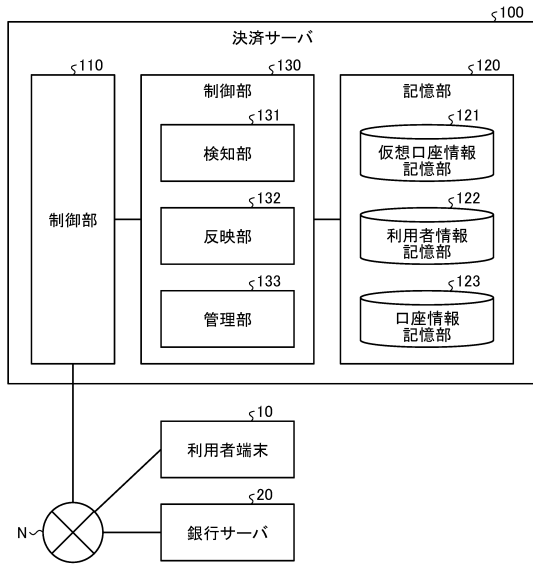
30

40

50



【 図 5 】



【 図 6 】

仮想口座番号	ステータス
111111	使用中
111112	使用中
111113	使用中
⋮	⋮
999999	未使用

10

20

【 図 7 】

利用者ID	口座ID	仮想口座 (口座番号)	利用者名	勤務先/雇用者	社員番号	社内での氏名	受け取る金額	返金用 銀行口座
U001	口座001	振込入金 (111112)	トッキョクケンイチ	-	-	-	-	D銀行 (番号)*****
U002	口座002	振込入金 (111113)	イショウカクラク	-	-	-	-	F銀行○○支店 (番号)*****
U003	口座003	給与受取 (111111)	ショウヒョウウジン	雇用者C	社員#EX-3	ショウヒョウウジン	250,000	E銀行口座支店 (番号)*****
...	...	...	...	...	...	...	...	...

【 図 8 】

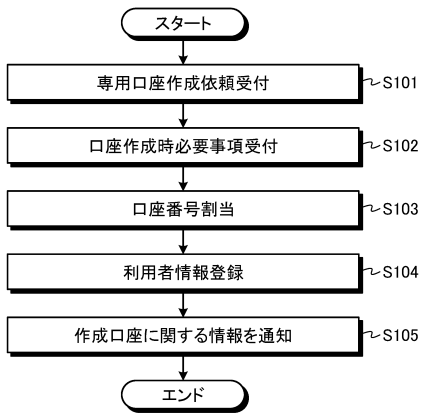
口座ID	所有者ID	残高	内訳		...
			給与	給与以外	
口座001	U001	100,000	給与	-	...
			給与以外	100,000	
口座002	U002	200,000	給与	-	...
			給与以外	200,000	
口座003	U003	300,000	給与	200,000	...
			給与以外	100,000	

30

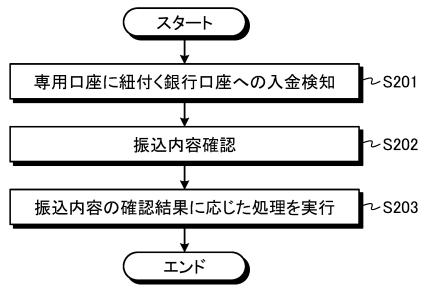
40

50

【 図 9 】

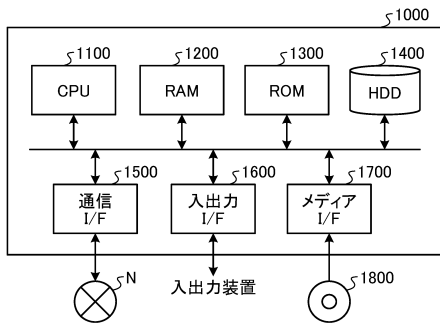


【 図 1 0 】



10

【 図 1 1 】



20

30

40

50



## フロントページの続き

- 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 P a y P a y 株式会社内  
(72)発明者 神田 良徳  
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 P a y P a y 株式会社内  
審査官 佐々木 洋
- (56)参考文献 特許第 5 1 4 1 1 5 8 ( J P , B 2 )  
特開 2 0 0 5 - 2 7 6 0 5 0 ( J P , A )  
特開 2 0 1 9 - 1 6 8 9 2 6 ( J P , A )  
特開 2 0 1 7 - 1 9 1 5 9 5 ( J P , A )  
特開 2 0 2 0 - 1 4 9 5 8 7 ( J P , A )  
[ a u かんたん決済 ] 「 MPLE0140 ( サービスグループ・商材種別のご利用限度額超過 )  
」 のメッセージが表示され利用できません | よくあるご質問 | サポート , [online] , a u , 2  
021年04月12日 , インターネット < URL : <https://web.archive.org/web/20210412225726/https://www.au.com/support/faq/detail/19/a00000000319/> > , [ 2022年4月28日検索  
]
- (58)調査した分野 (Int.Cl. , D B 名)  
G 0 6 Q 1 0 / 0 0 - 9 9 / 0 0